

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成 28 年度実施政策）

- 政策 2 行政評価等による行政制度運営の改善
- 政策 4 地域振興（地域力創造）
- 政策 6 分権型社会を担う地方税制度の構築
- 政策 13 電波利用料財源による電波監視等の実施
- 政策 16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
- 政策 19 消防防災体制の充実強化

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-②)

政策 ^(※1) 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善				担当部局課室名	行政評価局総務課 他3課	作成責任者名	行政評価局総務課長 清水 正博	
政策の概要	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。 【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の的確な実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。						分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政運営の改善に当たって、経済社会環境の変化に即した見直しや、国としての重点政策に係る府省横断的な課題把握などが求められている現状を踏まえ、行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。						政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)				
					26年度	27年度	28年度		
各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	① 全国規模の調査に基づく勧告等に対する ①改善措置率(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分) ②改善措置によって実効が上ったものの割合(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分) <アウトカム指標>	①90.5% ②49.3%	26年度	①91.5%以上 ②60.7%以上	28年度	①91.5%以上 ②60.7%以上	①91.5%以上 ②60.7%以上	①91.5%以上 ②60.7%以上	国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の勧告だけでなく、勧告を受けた各府省の改善の確保が求められている現状を踏まえ、勧告に対する関係府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、本指標を設定した。 数値は、各フォローアップにおける指摘事項のうち、①改善措置が採られたものの割合の平均、②実効が上ったものの割合の平均を、それぞれ記載している。 目標値は、勧告した全事項について改善措置が実施され、実際の行政上の課題・問題点が解消されることを目指すこととなるが、改善又はその効果の発現に長期を要する事項等もあることから、勧告後2回目のフォローアップ時点で、過去3か年の実績(①:23年度94.0%、24年度91.8%、25年度88.7%、②:24年度69.0%、25年度63.7%、26年度49.3%)の平均値を上回ることを目標として設定した。
						①90.5% ②49.3%	①86.8% ②61.0%		

	<p>行政評価局調査の迅速かつ的確な実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>【全国規模の調査】 平成25年度に着手した調査9本のうち6本については、26年度末までに勧告を実施。残る3本のうち2本については27年4月に、1本については10月に勧告等を実施。</p>	<p>26年度</p> <p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計11本については、28年度末までの適期に勧告等を行う。また、28年度の新規着手テーマは、それぞれ29年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p>	<p>28年度</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計9本のうち6本については、26年度末までの適期に勧告等を行う。また、26年度の新規着手テーマは、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p> <p>前年度から実施中の調査計9本のうち6本については、26年度末までの適期に勧告等を実施。残る3本についても、27年10月までに勧告等を実施。また、26年度の新規着手テーマは、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進めている。（平成27年12月28日追記）</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計10本については、27年度末までの適期に勧告等を行う。また、27年度の新規着手テーマは、それぞれ28年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p> <p>前年度から実施中の調査計10本のうち、9本については、27年度末までの適期に勧告等を実施。残る1本についても、28年4月末までに勧告等を実施。また、27年度の新規着手テーマは、それぞれ28年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進めている。</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計11本については、28年度末までの適期に勧告等を行う。また、28年度の新規着手テーマは、それぞれ29年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p> <p>—</p>	<p>本指標は、それぞれの調査テーマについて、調査の着手から結果の取りまとめに至るまでの進行管理を適切に行い、各テーマの狙いに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるものであることから設定した。 目標値は、調査の着手から勧告までの期間を原則として12か月としていることから、同期間内の適期に勧告することを目標として設定した。</p>
<p>政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと</p>	<p>② 各府省の評価結果が施策の改善に結びついた割合 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>各府省が評価結果を受けて目標等を変更した施策※の割合：31%</p>	<p>26年度</p> <p>26年度値から10ポイント増（41%）</p>	<p>28年度</p>	<p>26年度値から5ポイント増（36%）</p> <p>38%</p>	<p>26年度値から10ポイント増（41%）</p> <p>—</p>	<p>各府省の行う政策評価の在り方について、政策評価審議会政策評価制度部会において、平成28年2月に「目標管理型の政策評価の改善方策」及び「規制に係る政策評価の改善方策（中間取りまとめ）」を取りまとめ、各府省に示したところである。政策評価制度について、評価の質を向上させ、政策の見直し・改善により活用されることが求められている現状を踏まえ、本指標を設定した。</p> <p>目標値は、27年度からの政策評価審議会（下位に部会、WG）等において全体の施策の約1割について評価の在り方に係る改善方策を示すこととしていたことから設定したものであるが、28年度についても、政策評価審議会等において、政策評価手法の共通的な課題について個別事例に即して検討し、改善方策を示すこととしていることから、引き続き「各府省が評価結果を受けて目標等を変更した割合」の26年度値（31%）から10ポイント増と設定した。</p> <p>※施策の評価結果を受けて、当該施策の事前分析表の①目標、②測定指標又は③達成手段の見直しを行ったもの</p>	

目標管理型の政策評価と規制の事前評価の質の向上に向けた検討 ＜アウトプット指標＞	目標管理型の政策評価について、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等が課題	27年度	目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等などの共通的な課題について個別事例に即して検討し、改善方針を示す。	28年度	目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して目標設定の在り方を示した評価書数：30件	目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等などの共通的な課題について個別事例に即して検討し、改善方針を示す。	27年度当初、28年度の目標値については「目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して目標設定の在り方を個別事例に即して検討し、改善方針を示した評価書数：30件」と設定していたが、27年度を通じ政策評価審議会政策評価制度部会に設置された目標管理型評価ワーキング・グループにおいて、各府省の約500施策における具体的な事例について検討を進めた結果、①施策の特性に応じて目標管理型評価が活用されているか、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）が明確か、③目標・測定指標の定量化が適切かといった点について課題があると考えられるものが見受けられたことから、このような共通的な課題について平成28年2月に「目標管理型の政策評価の改善方針」をとりまとめ、各府省に示したところである。
	0件	—	目標管理型の政策評価を政策の見直し・改善に資するものとするために、このような共通的な課題について、28年度も引き続き目標管理型評価ワーキング・グループにおいて改善方針の検討を行うことから、このような最新の事態に即して目標を改めて設定。				
目標管理型の政策評価と規制の事前評価の質の向上に向けた検討 ＜アウトプット指標＞	規制の事前評価について、費用や便益の定量化等が課題	27年度	規制の事前評価について、審議会等の場を活用して意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価といった観点から検討し、改善方針を取りまとめる。	28年度	規制の事前評価について、審議会等の場を活用して意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価といった観点から検討し、改善方針を示した評価書数：10件	規制の事前評価について、審議会等の場を活用して意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価といった観点から検討し、改善方針を取りまとめる。	27年度当初、28年度の目標値については「規制の事前評価について、審議会等の場を活用して定量化の促進等共通する課題について検討し、改善方針を示した評価書数：10件」と設定していたが、27年度を通じ政策評価審議会政策評価制度部会に設置された規制評価ワーキング・グループにおいて、各府省の個別事例に即した検討を行った結果、複数の評価書において共通する課題が把握できたことから、6件の評価書に対し改善方針を示すとともに、共通的な課題について平成28年2月に「規制に係る政策評価の改善方針（中間取りまとめ）」を取りまとめ、各府省に示したところである。
	6件	—	28年度は、規制評価ワーキング・グループにおいて、27年度に明らかになった共通的な課題を含め、意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価との観点から、規制の事前評価の質の向上に向けた検討を行うことから、このような最新の事態に即して目標を改めて設定。				
点検を通じた2分野（租税特別措置等及び公共事業）に係る政策評価の質の向上に向けた取組 ＜アウトプット指標＞	客観性担保評価活動の一環として点検を実施している租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検について、点検の結果により確認される以下のもの	26年度	①42% ②57%	28年度	①38% ②56%	①42% ②57%	租税特別措置等に係る政策評価及び公共事業に係る政策評価の点検の結果、いまだ多くの評価書に課題がみられることを踏まえて、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されていることを測るものとして①を設定。また、点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めた結果、情報の充実が図られていることを測るものとして②を設定。
	①当初から課題を指摘する必要のなかったものの割合：33% ②補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合：53%	①26% ②41%	—	基準値については、租税特別措置等と公共事業の26年度実績を合算したものを設定。それぞれ過去の改善率と同程度の改善が進捗していくものと仮定し、目標値については、直近の実績率に過去の改善率を加算し設定した。			

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	③	苦情あっせん解決率 ＜アウトカム指標＞	94.9%	25年度	95%以上	28年度	95%以上	95%以上	95%以上	行政相談制度は、国の行政に関する苦情等を受け付け、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。この行政相談制度の目的を踏まえると、あっせんによりどの程度苦情が解決されたかを示すものが、測定指標として最も適切と考えられることから、あっせん解決率を主たる測定指標として設定。28年度までを通じて設定していた目標値を27年度に達成したため、28年度目標値は27年度実績値以上とする趣旨で設定した。
		中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数 ＜アウトプット指標＞	47件	25年度	50件以上	28年度	50件以上	50件以上	50件以上	
		行政相談の総処理件数 ＜アウトプット指標＞	168,076件	25年度	17.1万件以上	28年度	17万件以上	17万件以上	17.1万件以上	
		行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数 ＜アウトプット指標＞	276件	25年度	280件以上	28年度	270件以上	280件以上	280件以上	
年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	4	年金記録に関するあっせん等の実施（申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行う）までに要する期間（全国平均） （特に前年度受付事案の処理完了時期（申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。）） （測定方法） 全国9委員会3事務室（計12か所）ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類（※）ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの ※①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類	転送からあっせんまで109.5日 （平成24年度受付事案の処理完了時期 25年9月末） ※平成25年度処理事案数は8,190件。調査対象事案数は全国計228件（1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、240件に満たない）	25年度	転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）	26年度	転送からあっせんまで100日以内	転送からあっせんまで100.9日 （平成25年度受付事案については、申立人等の事情により処理を終えられないものを除いて、26年9月末までに処理を完了）	転送からあっせんまで100日以内	申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（平成25年度実績値を基準として目標値を設定（「転送からあっせんまで」は25年度実績より短縮。「平成25年度受付事案について遅くとも26年9月末までに処理」は25年度実績と同時期））。
							（特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）			

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※3)			関連 する 指標 (※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業レビュー事業番号									
		26年度	27年度	28年度												
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和27年度)	145百万円 (104百万円)	145百万円 (109百万円)	147百万円	1~3	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から行う行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。 【成果指標(アウトカム)】 ・全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率:91.5%(平成28年度) ・全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置によって実効が上がった事項の割合:60.7%(平成28年度) ・各府省が評価結果を受けて目標等を変更した施策の割合:41%(平成28年度) ・苦情あつせん解決率:95%(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・前年度から実施中の調査について、当該年度末までの適期に勧告等を行ったテーマ数:14本(平成28年度) ・租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検について、点検の結果、補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合:57%(平成28年度) ・行政相談の総処理件数:171,000件(平成28年度)	0002									
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和27年度)	757百万円 (671百万円)	756百万円 (679百万円)	778百万円	1~3	【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 達成手段「行政評価等実施事業(総務本省)(管区行政評価局)」の成果指標(目標値)と本政策の測定指標(目標値)は合致しており、また、当該事業全体の目標と本政策全体の目標も同一であることから、当該事業の成果は、本政策の目標達成に直接的に寄与している。	0003									
政策の予算額・執行額		901百万円 (775百万円)	902百万円 (787百万円)	924百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政運営と改革の基本方針2016</td> <td>平成28年6月2日</td> <td>第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築</td> </tr> <tr> <td>規制改革実施計画</td> <td>平成28年6月2日</td> <td>I 7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築	規制改革実施計画	平成28年6月2日	I 7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)														
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築														
規制改革実施計画	平成28年6月2日	I 7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)														

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

(別紙1) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に係る調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとまり次第、公表する。

<26年度から継続実施>

※ 以下10本の調査について、勧告等実施済み。

- ・ 災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視 (H26.12～) : 平成27年7月24日勧告
- ・ グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査 (H26.8～) : 平成27年8月21日勧告
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査 (H26.12～) : 平成27年9月8日勧告
- ・ 食育の推進に関する政策評価 (H25.12～) : 平成27年10月23日大臣通知
- ・ 家畜伝染病対策に関する行政評価・監視 (H26.8～) : 平成27年11月6日勧告
- ・ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視—鉄道施設の保全対策等を中心として— (H26.8～) : 平成27年11月27日勧告
- ・ 世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査 (H26.12～) : 平成28年1月15日勧告
- ・ 職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視—職業訓練を中心として— (H26.8～) : 平成28年2月2日勧告
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視 (H26.12～) : 平成28年3月1日勧告
- ・ 地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する実態調査 (H26.12～) : 平成28年4月12日勧告

<27年度から継続実施>

○地域活性化に関する行政評価・監視 (H27.4～)

本行政評価・監視は、地方都市の現況、地方都市における地域活性化の取組状況、国の支援施策の活用状況等を調査し、地域活性化の取組の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年5月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○イノベーション政策の推進に関する調査 (H27.4～)

本調査は、我が国におけるイノベーション関連施策の現況・実施状況、効果の発現状況等を調査し、イノベーション政策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視 (H27.4～)

本行政評価・監視は、有料老人ホームにおける施設の管理・運営状況、都道府県等における有料老人ホームに対する指導監督等の実施状況等を調査し、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年6月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として— (H27.4～)

本行政評価・監視は、建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の推進状況、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握状況等を調査し、アスベストによる健康被害の防止に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○発達障害者支援に関する行政評価・監視 (H27.8～)

本行政評価・監視は、発達障害者への各ライフステージにおける支援の実施状況等を調査し、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○子育て支援に関する行政評価・監視—子どもの預かり施設を中心として— (H27.8～)

本行政評価・監視は、市町村における子どもの預かり施設の整備状況、子どもの預かり施設における子育て支援サービスの提供状況、都道府県等における子どもの預かり施設に関する実態把握、指導監督等の実施状況等を調査し、子育て支援に係る取組の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H27.12～)

本政策評価は、グローバル人材育成の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成29年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○がん対策に関する行政評価・監視 (H27.12～)

本行政評価・監視は、がんの早期発見のための取組の実施状況、がん医療の均てん化及び緩和ケアの推進状況、がん患者等に対する相談支援等の実施状況等を調査し、がん対策の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○土砂災害対策に関する行政評価・監視 (H27.12～)

本行政評価・監視は、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定の実施状況、情報伝達・警戒避難体制等の整備・周知状況及び土砂災害のおそれのある箇所における規制等の実施状況等を調査し、土砂災害防止法の改正等を踏まえた実効ある土砂災害対策をより一層推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○森林の管理・活用に関する行政評価・監視 (H27.12～)

本行政評価・監視は、森林所有者など森林の基本的な情報の把握状況、森林経営計画に基づく森林施業の実施状況、木質バイオマス発電など新たな需要に対する木材の活用状況等を調査し、持続可能な森林経営により、森林の公益的機能の発揮を図り、新たな木材需要の拡大を推進する観点から実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○個人情報の保護に関する実態調査 (H27.12～)

本実態調査は、行政機関及び独立行政法人等における個人情報の管理の状況等を調査し、個人情報の管理に関する国民の不安の解消を図るとともに、個人情報の適切な管理のための取組の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

<28年度新規着手>

○クールジャパンの推進に関する政策評価 (H28.4～)

本政策評価は、クールジャパンの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものであり、平成29年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○買物弱者対策に関する実態調査 (H28.4～)

本実態調査は、国及び地方公共団体における買物弱者対策に資する事業の実施状況や、関係団体・事業者における買物弱者対策の取組状況等を調査し、買物弱者対策の実態を明らかにするとともに、効果的かつ持続的な取組の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視 (H28.4～)

本行政評価・監視は、貸切バス事業者及び旅行者の法令遵守状況、これら事業者に対する指導・監督状況等を調査し、貸切バス等の安全対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○感染症対策に関する行政評価・監視 (H28.8 (予定)～)

本行政評価・監視は、検疫所等における水際対策の実施状況、感染症発生時に備えた取組状況等を調査し、感染症対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○小型家電リサイクルの推進に関する行政評価・監視 (H28.8 (予定)～)

本行政評価・監視は、使用済みの携帯電話、デジカメ、ゲーム機などの小型家電の再資源化に係る市町村の取組状況、回収方法・回収量と費用対効果の関係等を調査し、小型家電リサイクルの推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○申請手続等の見直しに関する調査 (H28.8 (予定)～)

本調査は、申請手続等における戸籍謄本等提出書類の徴取状況、戸籍謄本等の提出書類における確認事項等について調査し、申請負担の軽減に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 (H28.12 (予定)～)

本政策評価は、農林漁業の6次産業化に関する政策・施策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものであり、平成30年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○いじめ防止対策の推進に関する調査 (H28.12 (予定)～)

本調査は、いじめ防止対策の体制の整備状況、いじめ防止対策の実施状況、関係機関等の連携状況等を調査し、いじめ防止対策の推進に資するために実施するものであり、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○介護施策に関する行政評価・監視 (H28.12 (予定)～)

本行政評価・監視は、介護離職・離職対策の状況、介護保険事業の実施状況等について調査し、介護施策の効果的な実施の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○公的住宅供給に関する行政評価・監視 (H28.12 (予定)～)

本行政評価・監視は、公営住宅等の整備状況、公営住宅の管理・運営状況等を調査し、適切な公的住宅供給に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○公文書等管理に関する行政評価・監視 (H28.12 (予定)～)

本行政評価・監視は、行政機関における行政文書の管理状況、独立行政法人・国立大学法人における法人文書の管理状況、国立公文書館等への移管の状況等を調査し、適切な公文書管理の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-④)

政策 ^(※1) 名	政策4:地域振興(地域力創造)				担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課		作成責任者名	自治行政局地域政策課長 松田 浩樹
政策の概要	「地域の元気創造プラン」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元気で日本を幸せにするための施策を展開する。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方圏において人口減少が急速に進む中、地域経済の好循環の拡大を図るため、「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して地域経済イノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの民間活力の土台となる地域活性化インフラプロジェクトを推進する。また、過疎地域を含む条件不利地域において集落単位の活性化を図るため、民間活力を導入しながら生活支援機能を確保する。						政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)				
				27年度	28年度				
① 「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること <アウトカム指標>	地域経済循環創造事業交付金の経済効果	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:3.6倍	24年度	平成24年度以上 28年度	24年度から27年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	24年度から28年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	地方圏において人口減少が急速に進む中、地域経済循環創造の取組が全国に広がることで、地域経済が活性化され、地域の元気が創造されと考えられることから、指標として設定。 ※投資効果は、交付金の交付決定額に対する初期投資額の割合を示したものの、「(補助額+融資額)/補助額」で算出。 ※地元雇用創出効果は、交付金の交付決定額に対する地元雇用人員費の割合を示したものの、「地元雇用人員費(融資期間分)/補助額」で算出。		
	分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン策定済団体数	14団体	26年度	34団体以上 28年度	29団体以上	34団体以上	地方圏において人口減少が急速に進む中、分散型エネルギーインフラなどの地域活性化インフラプロジェクトの実施により、民間活力の土台が創られ、地域の元気が創造されと考えられることから、指標として設定。		
③ 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合 <アウトカム指標>		-0.62% (平成20~22年度の平均)	22年度	-0.62%以上 32年度	-0.62%以上	-0.62%以上	過疎地域において特に人口減少が進行していることを踏まえて、過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されと考えられることから、指標として設定。目標年度は、過疎法の最終年度である平成32年度としている。		
	総人口に対する地方圏の人口割合	49%	22年度	平成22年度並み 27年度	平成22年度並み	平成28年10月に、平成27年国勢調査の結果が公表予定	地方圏において人口減少が急速に進む中、地方圏から三大都市圏への人口流出を極力抑え、需要と供給の両面から地方圏の経済成長を支えることが、地域活性化に寄与と考えられることから、指標として設定(地方圏の人口割合は国勢調査によって判明するため、目標年度は平成27年度としている。)		
⑤ 定住自立圏の協定締結等圏域数 <アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組⑫】 【APのKPI】		89圏域	26年度	140圏域 32年度	140圏域 (平成32年度までの目標値)		人口減少が急速に進む地方圏においては、複数の自治体で役割分担・連携を図ることにより、圏域全体の生活機能を確保する必要があることから、定住自立圏の形成が重要である。そのため、定住自立圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。目標年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ、平成32年としている。		
					108圏域	—	【施策の達成状況を表すものとして、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】		

過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気づくること	6	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童割合 ＜アウトプット指標＞	0.89% (平成24～26年度の平均)	26年度	0.89%以上	28年度	0.89%以上	0.89%以上	<p>地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。</p> <p>地域おこし協力隊について、平成26年6月に安倍総理から「平成28年までに」隊員数を3,000人にする」よう、総務大臣に指示があったところ。</p> <p>※子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例：小学校の児童を対象とした宿泊体験活動（農山漁村での自然体験、農林漁業体験等） ※地域おこし協力隊の活動例：地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなどを使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施 ※集落支援員の活動例：集落への「目配り」として集落の巡回、集落点検（「人口・世帯数の動向」「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」などの項目について、市町村職員や住民と共に点検）を実施するとともに、集落の自主的活動への支援等を行う。</p>
	7	地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 ＜アウトプット指標＞	2,369人	26年度	4,000人以上	28年度	4,000人以上	4,000人以上	<p>【参考】 (平成26年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 58,877人 (平成25年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 58,163人 地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 1,719人 (平成24年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 62,389人 地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 1,311人</p> <p>※平成27年3月末時点では地域おこし協力隊の任期終了者945名のうち、約6割（557人）が定住又は地域協力活動に従事している（平成27年度地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果）。</p>
	8	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	848件 (平成24～26年度の平均)	26年度	850件以上	28年度	848件以上	850件以上	850件以上
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	9	JETプログラムの招致人数 ＜アウトプット指標＞	JETプログラムの招致人数4,476人 (平成26年7月1日現在)	26年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	28年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	<p>外国語教育の推進及び外国人材の活用等の施策が推進されていることを踏まえて、JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。</p>
	10	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 ＜アウトプット指標＞	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合82% (平成26年4月1日現在)	26年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合85%以上	28年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合85%以上	83% (平成27年4月1日現在)	<p>※JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の協力の下、地方公共団体が実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることで、地域の住民と様々な形で交流を深めている。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)	113百万円	82百万円	89百万円	6~10	<p>有識者等外部の提言や地方公共団体の意見を取り入れつつ、地域力創造施策を進めるとともに、地域の先進的な取り組みを全国で紹介している。また、地域における外部人材の活用を支援するとともに、人材力活性化施策の推進、地域間の連携交流の推進、地域の国際交流・協力の推進、地域の多文化共生の推進などにより、今後の地域力創造の展開を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 全国地域づくり人財塾修了者数、JETプログラム招致人数 【活動指標(アウトプット)】 地域力創造に関する施策説明会等の開催回数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域振興に必要な経費を措置することにより、全国地域づくり人財塾の修了者が増加するなど、地域づくりに関する知識・経験を持った人が増加し、人材力の活性化や地域間の連携交流などが図られることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0010
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)	4,352百万円 (4,262百万円)	3,769百万円 (3,557百万円)	2,965百万円	1	<p>地域の資源と資金(地域金融機関の融資)を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その実施に要する経費を交付する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 地域経済循環創造事業交付金交付決定団体の投資効果:2.1倍(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 地域経済循環創造事業交付金の交付決定事業数:85件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「地域経済循環の創造」の推進に要する経費にて、地域経済循環創造事業交付金事業を実施し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げることにより、投資効果や地元雇用創出効果などの経済効果が創出され、地域経済の好循環拡大が図られることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0011
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)	2,280百万円 (2,268百万円)	725百万円 (705百万円)	732百万円	3	<p>過疎地域等自立活性化推進交付金(過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域集落再編整備事業、過疎地域遊休施設再編整備事業、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)、今後の過疎対策のあり方や過疎地域の自立活性化推進に関する調査事業 【成果指標(アウトカム)】 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合:-0.6%(平成32年度) 採択事業の成果目標の達成度:100%(平成32年度) 賃貸・分譲開始の1年後の入居率:80%(平成32年度) 施設利用開始後1年間の施設利用者数:3,000人/件(平成32年度) 小さな拠点の形成数につき、平成32年度末までに1,000箇所 【活動指標(アウトプット)】 過疎地域等自立活性化推進事業の交付件数:11件(平成28年度) 過疎地域集落再編整備事業の交付件数:7件(平成28年度) 過疎地域遊休施設再編整備事業の交付件数:6件(平成28年度) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の交付件数:36件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 過疎地域振興対策等に要する経費にて、過疎市町村による主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等を支援することにより、当該地域の実情に応じた過疎対策が図られ、過疎地域への転入者数の増加及び転出者数が抑制され、地域の元気をつくることに寄与する。</p>	0012
(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度)	17百万円 (2百万円)	7百万円 (7百万円)	6百万円	5	<p>各定住自立圏の参考となる取組事例について調査・分析を行うとともに、シンポジウムや意見交換会の開催等によって地方公共団体等への情報提供を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 総人口に対する地方圏の人口割合:22年度並(49%)(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 定住自立圏の圏域数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 定住自立圏構想推進費を措置することにより、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、圏域全体に必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏での定住の受け皿を形成することを通じ、地方圏の人口の維持につなげ、地域の元気をつくることに寄与する。</p>	0013

<p>(5)</p>	<p>「分散型エネルギーインフラ」プロジェクトの推進に要する経費(平成25年度)</p>	<p>654百万円 (621百万円)</p>	<p>480百万円 (451百万円)</p>	<p>260百万円</p>	<p>2</p>	<p>分散型エネルギーインフラの事業化に向けて、地域内需要量調査や地域内可能供給能力調査などを 含む、自治体が核となった「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」の策定 支援等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 分散型エネルギーインフラ整備団体数:100箇所(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 マスタープランの策定:13団体(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「分散型エネルギーインフラ」プロジェクトの推進に要する経費を措置し、マスタープランの策定を行うこ とで、地域におけるエネルギー関連企業の立ち上げ、自立的で持続可能な地域エネルギーシステム の構築につながり、地域の活性化に寄与する。</p>	<p>0014</p>
<p>(6)</p>	<p>都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)</p>	<p>60百万円 (48百万円)</p>	<p>30百万円 (22百万円)</p>	<p>30百万円</p>	<p>6</p>	<p>子ども農山漁村交流プロジェクトに取り組む受入地域の活性化のため、外部人材等の多様な人材を 活用した取組について、地方公共団体から提案を受け、その中から他地域のモデルとなるような取組 を委託調査事業として採択し、先進事例を構築する等を行う。また、これらの先進事例を紹介する子ど も農山漁村交流プロジェクト推進セミナーを開催し、当プロジェクトの一層の推進を図る。 【成果指標(アウトカム)】 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数:57,000人(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした事例数:9事例(平成27年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費にて、モデル実証事業やセミナーを 実施することにより、先進事例を構築するとともに、当該先進事例を全国に展開することで、子ども農 山漁村交流プロジェクトの取組を推進し参加児童数の増加し、地域の元気をつくることに寄与する。</p>	<p>0015</p>
<p>(7)</p>	<p>暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に 要する経費(平成26年度)</p>	<p>18百万円 (18百万円)</p>	<p>11百万円 (10百万円)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>過疎地域等の専門家やコミュニティビジネスの専門家等からなる有識者研究会を設置し、地域運営組 織が抱えている資金確保の方法や人材育成の仕組み、多様な活動にふさわしい組織形態のあり方な どの課題について検証するとともに、地域運営組織の健全かつ持続的な活動を確保するための方策 について調査研究を行う。 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した先進事例数:10(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】調査研究の対象とした先進事例数:10(平成27年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費を措置することにより、地 域運営組織のあり方に関する調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果をいかした地域の 課題解決のための取組が全国で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	<p>0016</p>
<p>(8)</p>	<p>機能連携広域経営推進調査事業に要する経費(平成26年度)</p>	<p>100百万円 (78百万円)</p>	<p>25百万円 (15百万円)</p>	<p>7百万円</p>	<p>—</p>	<p>市町村域を越えた圏域において、地元企業、大学、金融機関、NPOなど産学金官民等の幅広い関係 者が連携し、数値目標を設定した計画に基づき、産業振興や雇用確保に資する拠点等を構築すること により、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図る取組について支援する委託調査事業 を実施し、他の地域が取り組むに当たって参考となり得る先進的かつ汎用性のある事例を構築する。 【成果指標(アウトカム)】 委託調査事業として実施した取組を継続している圏域の割合:100%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 取組団体のフォローアップ及び調査(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 機能連携広域経営推進調査事業に要する経費を措置することで、連携事業の事例を構築し展開す ることにより、産学金官民等の連携に係る地方公共団体の取組を促進することにつながる。</p>	<p>0017</p>
<p>(9)</p>	<p>地方への移住・交流の推進に要する経費(平成26年度)</p>	<p>88百万円 (56百万円)</p>	<p>169百万円 (130百万円)</p>	<p>109百万円</p>	<p>—</p>	<p>地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を開設し、 移住希望者のニーズに応じて地方自治体に繋ぐこととしているほか、地方への移住・交流に関する都 市住民のニーズや意識、動向を把握する。また、地方への移住・交流のための全国フェアの開催等 により、移住・交流の機運を醸成する。 【成果指標(アウトカム)】 移住・交流に関するあつせん件数:11,000件(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 「移住・交流情報ガーデン」来場者数:16,700人(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方への移住・交流の推進に要する経費を措置することで、「移住・交流情報ガーデン」において移住 希望者のニーズに応じた地方への移住関連情報の提供・相談支援を実施することにより、地方への移 住・交流の機運を醸成することで、地方への人の流れの創出に寄与する。</p>	<p>0018</p>

(10)	地域おこし協力隊の推進に要する経費(平成26年度)	90百万円 (90百万円)	85百万円 (81百万円)	128百万円	7	<p>地域おこし協力隊の拡充のため、全国サミットや制度説明会等を開催し広く制度の周知を行うとともに、隊員への研修の充実、地域との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業の実施等により、地方自治体の自主的な取組を支援し、地域への人材還流を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 地域協力活動に従事する隊員数:4,000人(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 モデル事業実証事業数:8事例(平成28年度)全国サミット参加者数:800人(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域おこし協力隊の推進に要する経費にて、全国サミットや制度説明会等の開催、隊員への研修や地域との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業を実施することにより、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊員を4,000人を目的に拡充を図ることで、地方への人材還流の推進に寄与する。</p>	0019
(11)	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費(平成27年度)	—	19百万円 (15百万円)	14百万円	—	<p>過去の大規模な国際大会等の調査研究を通じて、開催都市における訪日外国人を含めた観戦者の受け入れ体制のあり方、大会がもたらす交流人口の増加や経済波及効果の効果的な引き出し方など、大会開催を契機とした有効な地域活性化手法のあり方について検証を行う。</p> <p>調査研究で得た知見は、大規模な国際大会の試合開催やキャンプ地受け入れを予定している関係自治体をはじめとする職員にむけて、スポーツ大会等の機会を生かして地域資源や特性を生かした創意工夫のある取組を行っていく上での指針となるような成果物(報告書)をとりまとめる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有意性が確認され、各開催都市に提示した事例数:20(平成31年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費を措置することにより、2019年に向けて大規模な国際大会を契機として地方自治体が地域活性化をしていく手法についての調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした取組が全国の関係自治体で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0020
(12)	条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業に要する経費(平成27年度)	—	10百万円 (7百万円)	9百万円	3	<p>ボランティアチェーン等の民間事業と地域住民が連携しながら住民の暮らしを支える必要最小限の日常生活機能を果たす「よろずや」づくりを行う手法や、それに対する行政の支援のあり方について検討を深めるとともに、「よろずや」で生まれた地域住民の集積を生かしてカフェ・レストランやサロンの運営等を通じた複合拠点化(各種サービス機能の集積)や地域活性化につなげるために必要な実践的方策を検討し、その際に生じる課題を分析するため、先進団体の取組を参考に調査・研究を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有意性が確認され、各地域に提示した先進事例集:30(平成32年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業に要する経費を措置することにより、中山間地で地域住民の生活機能を確保するための拠点づくりの調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした地域の課題解決のための取組が全国で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0021
(13)	地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費(平成28年度)	—	—	16百万円	—	<p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2015改訂版)(平成27年12月24日閣議決定)において、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向け、地域運営組織を形成することが重要であるとの方針が示されたことを受け、地域運営組織に関する先進事例を体系的に整理・提供するとともに、外部人材の有効活用や組織・人材・拠点の一体的な取組等に向けた環境整備など、同組織の健全かつ持続的な運営を確保するための方策について調査研究を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した先進事例数:25(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした先進事例数:10(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費を措置することにより、地域運営組織の健全かつ持続的な運営の調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした地域の課題解決のための取組が全国で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	新28-0002

	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年)	—	—	—	3	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する。										
	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)	—	—	—	7	中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に關し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。										
	政策の予算額・執行額	7,841百万円 (7,556百万円)	5,411百万円 (5,013百万円)	3,509百万円		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1352 489 1516 517">施政方針演説等の名称</th> <th data-bbox="1516 489 1632 517">年月日</th> <th data-bbox="1632 489 2166 517">関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1352 517 1516 1070">経済財政運営と改革の基本方針2016</td> <td data-bbox="1516 517 1632 1070">平成28年6月2日</td> <td data-bbox="1632 517 2166 1070"> 第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 (地域の活性化) 経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済好循環の拡大を図るため、産学金官の連携により、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う企業の創出、分散型エネルギーシステムの構築等のエネルギーの地産地消、自治体インフラの民間開放等を進める。また、マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。 地域おこし協力隊の拡充により、都市部の若者等外部人材を積極的に活用し、その定住・定着を図る。 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題 ④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革 人口減少・少子高齢化の下、公共施設の集約化等、公営企業の運営、業務改革や民間委託など自治体が直面する課題については、自治体間で地域の実情に応じた広域化・共同化など連携した取組を促す。都道府県には各課題において積極的に事務の広域化・共同化を促す調整役としての役割が求められる。 連携中核都市圏、定住自立圏については、各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを本年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1070 1516 1391">「日本再興戦略」改訂2015</td> <td data-bbox="1516 1070 1632 1391">平成27年6月30日</td> <td data-bbox="1632 1070 2166 1391"> 第二 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 6(2) (地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築) 本年6月時点で、(中略)定住の受け皿としての定住自立圏が90圏域形成された。 6(3)⑦ (地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援) 地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要 二、戦略市場創造プラン テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現 省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進 </td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 (地域の活性化) 経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済好循環の拡大を図るため、産学金官の連携により、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う企業の創出、分散型エネルギーシステムの構築等のエネルギーの地産地消、自治体インフラの民間開放等を進める。また、マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。 地域おこし協力隊の拡充により、都市部の若者等外部人材を積極的に活用し、その定住・定着を図る。 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題 ④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革 人口減少・少子高齢化の下、公共施設の集約化等、公営企業の運営、業務改革や民間委託など自治体が直面する課題については、自治体間で地域の実情に応じた広域化・共同化など連携した取組を促す。都道府県には各課題において積極的に事務の広域化・共同化を促す調整役としての役割が求められる。 連携中核都市圏、定住自立圏については、各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを本年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す。	「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 6(2) (地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築) 本年6月時点で、(中略)定住の受け皿としての定住自立圏が90圏域形成された。 6(3)⑦ (地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援) 地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要 二、戦略市場創造プラン テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現 省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)														
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 (地域の活性化) 経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済好循環の拡大を図るため、産学金官の連携により、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う企業の創出、分散型エネルギーシステムの構築等のエネルギーの地産地消、自治体インフラの民間開放等を進める。また、マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。 地域おこし協力隊の拡充により、都市部の若者等外部人材を積極的に活用し、その定住・定着を図る。 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題 ④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革 人口減少・少子高齢化の下、公共施設の集約化等、公営企業の運営、業務改革や民間委託など自治体が直面する課題については、自治体間で地域の実情に応じた広域化・共同化など連携した取組を促す。都道府県には各課題において積極的に事務の広域化・共同化を促す調整役としての役割が求められる。 連携中核都市圏、定住自立圏については、各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを本年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す。														
「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 6(2) (地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築) 本年6月時点で、(中略)定住の受け皿としての定住自立圏が90圏域形成された。 6(3)⑦ (地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援) 地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要 二、戦略市場創造プラン テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現 省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進														

				ニッポン一億総活躍プラン	平成28年6月2日	5. 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向 (11) 地方創生 地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである。地域において育まれた伝統・文化、人と人とのつながり、日本人の心の豊かさといった財産を活かしながら進めていくことが重要である。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」21及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」22に基づき、ローカルアベノミクスの推進、潜在的希望者の地方移住・定着の実現、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等を通じ、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。
				まち・ひと・しごと創生基本方針2016	平成28年6月2日	Ⅲ 各分野の政策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ① 稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等 <課題> ○ 定住自立圏 ・平成28年4月1日現在、108圏域において定住自立圏が形成されたところであるが、市町村における定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げていく必要がある。 <今後の方向性> ○ 定住自立圏 ・平成32年度には定住自立圏の形成数を140圏域とすることを旨とする。 ・各圏域における取組をさらに進化させるため、これまでの取組成果の再検証を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。 【対応の方針】 ◎ 定住自立圏の取組内容の深化 ・平成32年度には定住自立圏の形成数を140圏域とすることを旨とする。 ・各圏域の取組を更に深化させるため、これまでの取組成果の再検証を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。
				経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2省 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行政改革・分野横断的な課題

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政策(※1)名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築			担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 福岡 仲裁	
	政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。また、公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する。			政策評価実施 予定時期	平成29年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績(値)(※2)				
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度		
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	①	国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 58.2:41.8 (平成24年度決算)	25年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	28年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 国:地方 = 59.6:40.4 (平成25年度決算) 国:地方 = 61.6:38.4 (平成26年度決算) —	国と地方の税源配分については、国と地方の役割分担に応じた税源配分とすることが望ましい。 地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方を見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算)国:地方=57.4:42.6 (平成22年度決算)国:地方=56.5:43.5
	②	歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 34.5% (平成24年度決算)	25年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	28年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。 地方税の割合 35.0% (平成25年度決算) 地方税の割合 36.0% (平成26年度決算) —	地方団体が提供する行政サービスの財源はできるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいことから、地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算)34.1% (平成22年度決算)35.2%
	③	地方税の都道府県別人口一人当たり収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	最大値/最小値 2.5倍 (平成24年度決算)	25年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。	28年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。 最大値/最小値 2.6倍 (平成25年度決算) 最大値/最小値 2.6倍 (平成26年度決算) —	地域間の財政力格差が拡大しないよう、税源の偏在性を小さくする必要があり。都道府県別人口一人当たり収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算)最大値/最小値 2.5倍 (平成22年度決算)最大値/最小値 2.6倍
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	④	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 <アウトプット指標>	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 9項目 (平成26年度税制改正による導入数 5項目)	25年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	28年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。 地域決定型地方税制特例措置既存導入数 17項目 (平成27年度税制改正における導入数 8項目) 地域決定型地方税制特例措置既存導入数 22項目 (平成28年度税制改正における導入数 5項目) —	地方団体の自主性・自立性を一層高め、地域の実情に対応した政策を展開していくことが理想である。地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると思われるため、指標として設定。「(地域決定型地方税制特例措置)とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み」 なお、平成26年度の実績値及び【参考】の平成25年度税制改正における導入数については、記載誤りのため訂正している。 【参考】 (平成25年度税制改正における導入数)2項目 (平成24年度税制改正における導入数)2項目
	⑤	地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数 <アウトプット指標>	54項目を見直し(うち5項目を廃止・縮減) (平成26年度税制改正)	25年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	28年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 66項目を見直し(うち14項目を廃止・縮減) (平成27年度税制改正) 65項目を見直し(うち26項目を廃止・縮減) (平成28年度税制改正) —	税負担軽減措置等は、地方団体が提供する行政サービスの財源としての地方税を減収させる要因の一つであることから、適用僅少の特例等であるか、適宜その実態の透明化を図ることが望ましい。税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると思われるため、指標として設定。 【参考】 (平成25年度税制改正)62項目を見直し(うち16項目を廃止・縮減) (平成24年度税制改正)46項目を見直し(うち15項目を廃止・縮減)

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号						
		26年度	27年度	28年度									
(1)	地方税制度の整備に必要な経費 (昭和25年度)	35百万円 (26百万円)	30百万円 (26百万円)	35百万円	1～5	<ul style="list-style-type: none"> ・税制調査会で決定した税制改正大綱に基づき、地方税法改正案を作成 ・毎年度の税制改正等に向けて、税制調査会における審議等への対応 ・地方税に関する調査、資料の作成 ・地方税負担軽減措置等の整理 ・地方法人課税及び自動車関係税制のあり方についての検討 ・消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方団体の役割拡大に向けた検討 等 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替指標／租税総額に占める地方税の割合 ・代替指標／(参考)都道府県別人口一人当たり地方税収額の最大値と最小値の比較 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法の一部を改正する法律案の成立:1件(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>税制改正大綱に基づき、地方税法改正案の作成等を実施することにより、財源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系が構築されることに加えて、住民自治の確立に向けた地方税制度の改革が推進されることとなるため、地方団体が提供する行政サービスの財源は、できるだけ地方税により安定的に賄うという分権型社会を担う地方税制度の実現に寄与する。</p>	0023						
(2)	ふるさと納税の手続簡素化及びPR (平成26年度)	1百万円 (1百万円)	239百万円 (135百万円)	—	—	<p>最重点課題となっている地方創生を推進するため、ふるさと納税を拡充(ふるさと納税枠の拡充等)する制度改正にあわせたPRを広く実施するとともに、手続簡素化のための取組を行い、ふるさと納税の一層の活用を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税者数:60万人(平成28年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの配布部数 ・リーフレットの配布部数 ・ふるさと納税活用事例集 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>ふるさと納税の手続簡素化及びPRを実施することは、ふるさと納税の活用がより一層促進されることで、各地で地方創生の実現に向けた取組を支援する動きが広がり、地方団体が自らの発想で特色を持った地域づくりを行うことに寄与する。</p>	0024						
(3)	地方税法 (昭和25年)	—	—	—	1～5	地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。							
政策の予算額・執行額		36百万円 (27百万円)	269百万円 (161百万円)	35百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度税制改正の大綱</td> <td>平成27年12月24日</td> <td>現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	平成28年度税制改正の大綱	平成27年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
平成28年度税制改正の大綱	平成27年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-13)

政策 ^(※1) 名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施						担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他6課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 田沼 知行	
	政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」を実現する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することに資するため、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。						政策評価実施予定時期	平成29年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)					
						26年度	27年度	28年度			
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	① 重要無線通信妨害への措置率 <アウトプット指標>	100%	25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	電波利用分野が拡大する中で、電波の適正利用や電波利用環境維持が必要であるという現状を踏まえ、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 100% 平成23年度実績 100%		
	② 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトプット指標>	99%	25年度	無線局数の増加に影響されことなく99%以上確保	28年度	99.9%	99.9%	—	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ることを目的として、電子申請の申請率を併せて指標として設定。 【参考】 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) 平成24年度実績 99%以上 平成23年度実績 99%以上 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%		
	3 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 <アウトプット指標>	70%	25年度	73%以上 (26年度～28年度の平均)	28年度	73%以上(3カ年平均)			無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%		
	4 電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	8.0 (最大10.0)	25年度	7.5以上 (最大10.0)	28年度	7.5以上	7.5以上	7.5以上	電波の利用形態の多様化が進む中、電波が人体等に与える影響を科学的に解明する必要があるという現状を踏まえ、研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 7.7 平成23年度実績 7.9		
	5 標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差) <アウトプット指標>	1.0×10^{-13} (10兆分の1)以内	25年度	1.0×10^{-12} (1兆分の1)以内	28年度	1.0×10^{-12} (1兆分の1)以内	1.0×10^{-12} (1兆分の1)以内	1.0×10^{-12} (1兆分の1)以内	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 10兆分の1以内 平成23年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。		

6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 ＜アウトプット指標＞	各地方局で1回以上かつ全国で15回開催	25年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催	28年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波による健康への影響について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1回以上かつ全国で21回 平成23年度実績 1回以上かつ全国で22回	
	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 ＜アウトプット指標＞	3,312件	25年度	3,000件以上	28年度	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図るため、周知啓発活動の実施件数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 3,137件 平成23年度実績 2,810件
							3,852件	3,993件	—	
8	安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数 ＜アウトプット指標＞	5回 500名	25年度	5回以上 500名以上	28年度	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、国民のリテラシーを高めることにより、電波の有効利用の促進を図るため、安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数を指標として設定。	
						6回 547名	5回 426名	—		
⑨	電波有効利用技術の研究開発等における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型: 4.1(最大5.0) 課題提案型: -(最大30.0)	25年度	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 18.0以上 (最大30.0)	28年度	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、電波を有効に利用する技術について研究開発等を行うと共に、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 なお、集計ミスがあったため、基準(値)の課題設定型及び26年度実績(値)の課題提案型の数値を訂正している。 【参考】 課題設定型 平成24年度実績 4.1 平成23年度実績 4.2 課題提案型については、平成26年度以降に評価実施	
						課題設定型: 3.9 課題提案型: 20.9	課題設定型:4.1 課題提案型:20.5 (平成28年9月30日追記)	—		
10	パーソナル無線の廃止局数 (特定周波数終了対策業務によるもの及び当該業務によらないものの合計) ＜アウトプット指標＞	1,363局	25年度	パーソナル無線の廃止	27年度	1,600局	1,600局	電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、パーソナル無線の割当期限を平成27年11月30日と設定した。特定周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進し、当該帯域を周波数が逼迫している他の無線システムへ速やかに移行するため、廃止局数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1,211局 平成23年度実績 918局		
						905局	937局			
11	消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合 ＜アウトプット指標＞	72.6%	25年度	100%	28年度	—	—	100%	拡大する電波利用に迅速・適切に対応するため、アナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を促進し、周波数の一層の有効利用を図る必要がある。このような現状を踏まえ、消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定。	
						97.6%	100%	—		
12	市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合 ＜アウトプット指標＞	43.7%	25年度	50%以上	28年度	—	—	50%以上	【参考】 平成24年度実績 消防・救急無線:40.6% 市町村防災行政無線:37.6% 平成23年度実績 消防・救急無線:11.6% 市町村防災行政無線:30.3%	
						48.9%	53.7%	—		

電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること

13	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。) ＜アウトカム指標＞	3.4万人	25年度	1.7万人	28年度	—	—	1.7万人	携帯電話が国民に広く普及している中、いまだに携帯電話を利用できない地域が山間部等を中心に残っており、電波から享受できる便益に格差が存在している状況を踏まえ、平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)を指標として設定(平成26年度から平成28年度までの間に半減し、1.7万人まで解消する。)。なお、26年度実績(値)に「携帯電話サービスエリア外の人口減少数」を記載していたため訂正している。
						2.6万人	1.6万人 (平成28年9月30日追記)	—	【参考】平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、それまでの測定指標である「携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口」を「同人口から整備要望がない地域の人口を除く人口」に変更したため、過去の実績と比較することができない。 平成24年度実績 6.0万人(エリア化を希望しない居住人口を含む。) 平成23年度実績 8.1万人(エリア化を希望しない居住人口を含む。) ※平成25年度から「エリア化を希望する居住人口」を指標に設定。
14	地上デジタル放送の難視対策世帯数 ＜アウトカム指標＞	1.3万世帯	25年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	26年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	/	/	電波の有効利用を促進するため、地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送の終了)を実現するための必要な施策を実施する必要がある。このような現状を踏まえ、地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があったため、難視対策世帯数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 8.0万世帯 平成23年度実績 16.1万世帯
						0世帯 (ただし7世帯については、4月中に工事完了。)			
15	AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局整備率 ＜アウトカム指標＞	0%	25年度	100%	30年度	5%以上	30%以上	60%以上	国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する必要がある。このような現状を踏まえ、平成26年度から5年程度を目標として、AM放送等において生じている難聴(都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴)を解消するためのFM中継局の整備を進めていくこととしており、AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局の整備率を指標として設定。 【参考】 平成26年度開始事業
						9%	40%	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3			関連する 指標※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	電波の監視等に必要経費 (平成5年度)	6,520百万円 (5,965百万円)	6,248百万円 (5,662百万円)	6,351百万円	1	<p>航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを行う。 また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・重要無線通信妨害の措置率:100%</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・遠隔方位測定設備の稼働時間:106万時間(平成27年度) ・無線通信の混信・妨害申告件数(重要無線通信妨害申告を含む。)と不法無線局への措置件数: 4,883件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設の整備、不法無線局の取締り等を行うことは、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる重要無線通信への妨害を防止することになり、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0111
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用 (平成5年度)	8,942百万円 (8,756百万円)	7,349百万円 (7,202百万円)	7,576百万円	2.3	<p>平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監視システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30~60万件)を迅速かつ効率的に実施。 また、無線局免許人に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・年間のシステム稼働率:99%以上 ・無線局の免許/再免許等の電子申請率:73%(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・総合無線局監視システムによる無線局免許申請等処理件数(年間):55万件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合無線局監視システムの活用により、年々増加する無線局の免許申請等(年間約30~60万件)の無線局の許認可に係る業務を迅速かつ効率的に実施するとともに、電波利用料徴収に係る業務、無線局検査に係る業務、周波数管理に係る業務、伝搬障害防止区域指定、技術計算、無線局統計等の一連の処理とあわせて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を総務省電波利用ホームページを介して提供することにより、国民(電波の利用者)の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上、電波のさらなる有効利用を実現することができるため、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0112
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 (平成9年度)	771百万円 (624百万円)	612百万円 (548百万円)	681百万円	4	<p>世界保健機関(WHO)は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的な研究プロジェクトを1996年(平成8年)に発足させ、リスク評価の公表に向けた検討が進められている。 本施策は、電波防護指針の妥当性の検証及び電波の医療機器への影響を防止するための指針の策定など、これまで多方面に渡って寄与しているが、今後はこのような国際的な状況も踏まえ、安心・安全な電波利用環境を確保するため、(1) 生物学的影響に関する研究(生体電磁環境研究)の実施、(2)人体を模擬した解析モデルや電波ばく露量の測定システムの開発等の実施、(3) 無線機器によるペースメーカー等への影響を防止するための調査を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、ガイドライン等の見直しや妥当性の確認等の件数及び有益と思われる情報の公開数:3件(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・電波が人体等に与える影響についての学会や国際機関等における論文掲載数及び発表数:80件(平成28年度) ・外部専門家による評価において、当初の見込みよりそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合:80%(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波による人体への影響等に関する調査研究を実施し、その調査結果を踏まえて人体防護に関する指針(電波防護指針)等の見直しや妥当性確認等を行うことにより、指針等を妥当なものとし、同指針を守ることを通じて安全・安心に電波を利用することができるようになるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0113

<p>(4)</p>	<p>電波再配分対策 (平成23年度)</p>	<p>15百万円 (5百万円)</p>	<p>23百万円 (7百万円)</p>	<p>—</p>	<p>10</p> <p>パーソナル無線の制度廃止を含むワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた迅速な周波数再編を行うに当たり、当該無線の割当期限を超えた免許の有効期限到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することとなる。このため特定周波数終了対策業務により、「①これらの利用者に対して給付金を支給する業務、②①の業務についての照会及び相談に応ずる業務、③①の業務についての啓発活動を行う業務、④①の業務を実施する上で必要な業務(一般管理運営業務を含む。)」を行うことにより、円滑な周波数再編を確保する。なお、本事業は、特定周波数終了対策業務を行う機関(登録周波数終了対策機関)として総務大臣の登録を受け、本事業を行う機関として総務大臣の指を受けた株式会社協和エグシオが平成23年度(平成24年2月24日)から実施しているもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・パーソナル無線の廃止局数:1,600件(平成27年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・給付金支給局数:1,200局(平成27年度) ・給付金制度啓発局数:1,200局(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 パーソナル無線の制度を廃止し、当該無線の割当期限後も無線局免許を有する利用者に対して給付金を支給する等の事業を実施することにより、新たなワイヤレスブロードバンド環境を実現させるために必要な周波数を確保するための周波数移行・再編が促進されることから、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0114</p>
<p>(5)</p>	<p>無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (平成25年度)</p>	<p>5,298百万円 (4,438百万円)</p>	<p>2,355百万円 (1,847百万円)</p>	<p>2,081百万円</p>	<p>11,12</p> <p>150MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急デジタル無線への置き換え並びに150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災行政無線(移動系)への置き換えを、市町村(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)が行う場合、国がその費用の一部を補助するもの。(補助率1/2)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・消防・救急無線のデジタル化を(補助事業又はそれ以外の事業で)実施した消防本部数:750本部(平成28年度) ・市町村防災行政無線のデジタル化を(補助事業又はそれ以外の事業で)実施した市町村数:870市町村(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(消防・救急無線のデジタル化):13件(平成27年度) ・補助事業が完了した件数(市町村防災行政無線のデジタル化):11件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 アナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を推進することにより、拡大する電波利用に迅速・適切に対応することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0115</p>
<p>(6)</p>	<p>無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業) (平成17年度)</p>	<p>1,156百万円 (924百万円)</p>	<p>1,594百万円 (1,314百万円)</p>	<p>2,027百万円</p>	<p>13</p> <p>地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合等に、当該基地局施設や伝送路の整備費用等に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。 (補助率:エリア化世帯数が100世帯以上 1/2、エリア化世帯数が100世帯未満 2/3 等)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・居住地域のうち携帯電話サービスエリア外の人口解消数(要望なしのエリア外人口を除く。):1.7万人(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(基地局):73件(平成28年度) ・補助事業が完了した件数(伝送路):9件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 携帯電話等エリア整備事業により条件不利地域において携帯電話等を利用可能とすることは、電波の利用に関する不均衡を緩和することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0116</p>

<p>(7)</p>	<p>無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援) (平成20年度)</p>	<p>29,489百万円 (29,325百万円)</p>	<p>30,104百万円 (29,758百万円)</p>	<p>28,426百万円</p>	<p>14</p> <p>地上デジタル放送への完全移行は円滑に完了。引き続き、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、平成27年度以降も必要な環境整備・支援策を実施。具体的には ①新たな難視聴恒久対策等の相談など、引き続き、デジタル化に関する問合せに対応する地デジコールセンター体制の整備 ②デジタル難視聴世帯に対する対策の実施等、地デジ受信のための支援策の継続実施 ③低所得世帯へのチューナー等支援等を実施した。 (補助率:①10/10、②1/2、2/3、10/10、③10/10)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル混信による要難視聴解消世帯数:0世帯(平成30年度) ・福島原発避難指示区域の要受信対策世帯数:0世帯(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・デジタル中継局整備の支援局数:13箇所(平成27年度) ・デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)の設置数:8箇所(平成26年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策や、福島県の避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境を整備するための支援等を実施することにより、国民にとって災害情報を含め生活等に必要な情報を入手する手段である地上テレビ放送を視聴するための手段を確保することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0117</p>
<p>(8)</p>	<p>電波遮へい対策事業(トンネル) (平成11年度)</p>	<p>2,346百万円 (1,858百万円)</p>	<p>2,110百万円 (1,798百万円)</p>	<p>5,284百万円</p>	<p>13</p> <p>高速道路トンネルや鉄道トンネル等の閉塞地域において、移動通信用中継施設等(無線設備、光ケーブル等)の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助するもの。(補助率:道路トンネル1/2、鉄道トンネル1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・道路トンネル:500m以上の高速道路等トンネルにおける整備数(累積):1,388箇所(平成28年度) ・鉄道トンネル:新幹線路線(平成27年以降に開業した路線を除く。)の対策区間長(累積):881km(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数:43件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 高速道路トンネルや鉄道トンネル等の電波が遮へいされる地域において携帯電話等を利用可能とすることは、トンネル等においても非常時等における通信手段が確保されることとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0118</p>

<p>(9)</p>	<p>周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)</p>	<p>205百万円 (177百万円)</p>	<p>158百万円 (145百万円)</p>	<p>123百万円</p>	<p>6.7.8</p> <p>(1)電波が人体や医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を、説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。 (2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に、地域社会に密着した立場を生かした電波の適正利用に関する周知啓発活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から、電波の公平かつ能率的な利用を確保する。 (3)スマートフォンの急速な普及等により利用が拡大している無線LANの情報セキュリティを確保するため、無線LANの利用者及び無線LANサービスの提供者に対し、無線LANを利用・提供する上での情報セキュリティ対策についてセミナー等により普及啓発することで、無線LANの利用に関するリテラシーを向上させ、安全・安心な無線LAN利用環境を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省の相談窓口への相談件数:807件(平成28年度) ・電波の安全性に関する説明会参加者アンケートにおいて、電波の安全性への不安が減少した又は不安ではないと回答した割合:90%(平成28年度) ・電波の安全性に関する電話調査結果において、電波を不安に感じないという回答の割合:75%(平成28年度) ・電波の適正利用について理解したという回答の割合:60%(平成28年度) ・総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数:20,000件(平成28年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波の安全性に関する説明会の開催回数:15回(平成28年度) ・電波の安全性に関する説明会の参加人数:1,260人(平成28年度) ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数:3,000件(平成28年度) ・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の実施回数:5回(平成28年度) ・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の参加人数:1,000人(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>(1)電波の安全性に関する説明会の開催、説明資料等の作成や国民からの問合せに対応するための相談窓口設置等、電波の安全性に関する周知・啓発活動を実施することにより、電波の人体等への影響に関する国民の理解が高まり、安全・安心な電波利用環境の確保に資するため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。 (2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に電波の適正利用に関する周知啓発活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会に密着した立場を生かした活動等が可能となることで、より効率的・効果的に電波の適正利用に関する国民の理解が高まり、電波の公平かつ能率的な利用が確保されるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。 (3)無線LAN設置者及び利用者に対し、無線LANの安全な設置・利用に関する周知啓発を行うことで、安全な無線LAN利用環境の整備が進み、利用者の無線LANの利用が促進されることで、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	<p>0119</p>
<p>(10)</p>	<p>電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)</p>	<p>10,680百万円 (10,309百万円)</p>	<p>10,395百万円 (10,085百万円)</p>	<p>11,923百万円</p>	<p>9</p> <p>(1)研究開発:周波数のひっ迫状況を緩和するため、民間の研究機関等に対して、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術の研究開発を委託する。 (2)技術試験事務、国際標準化連絡調整事務、既存無線局との周波数共用を加速するための技術検討、周波数の国際協調利用促進事業: 周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して、国際機関等と調整、試験やその結果の分析等を請負わせる。また、国際機関での事務手続等に必要分担当、拠出金等を負担する。さらには国際的な普及を促進するため、国内外における技術動向等の調査、海外における実証実験等を請負わせる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(課題設定型の研究開発等)外部専門家による終了評価の平均点:5点満点中3.5点以上 ・(課題提案型の研究開発)外部専門家による終了評価の平均点:30点満点中18点以上 ・(国際機関への貢献)ITUにおける邦人職員数:4名以上 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発等の実施件数(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術、高い周波数への移行を促進する技術について、研究開発、技術試験事務及び国際標準化連絡調整事務を実施することにより、周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応することができることとなるため、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0120</p>

<p>(11)</p>	<p>標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成11年度)</p>	<p>510百万円 (476百万円)</p>	<p>430百万円 (426百万円)</p>	<p>430百万円</p>	<p>5</p> <p>総務省設置法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の規定に基づき、周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事務の実施に当たり、標準電波による無線局への高精度周波数の提供を行う。 具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構において周波数標準を設定し、「おたかどや山標準電波送信所(福島県)」及び「はがね山標準電波(佐賀県/福岡県)」から高精度な周波数を長波帯の標準電波として発射する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・おたかどや山送信所周波数安定度: 1.0×10^{-12} ・はがね山送信所周波数安定度: 1.0×10^{-12} ※周波数安定度とは、国立研究開発法人情報通信研究機構の維持する原子周波数標準器により定められる周波数標準値に対する偏差である。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・(おたかどや山送信所)発射時間率: 2局体制による標準電波送信所施設の安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波の発射によって高精度な周波数等を提供する。 ・(はがね山送信所)発射時間率: 2局体制による標準電波送信所施設の安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波の発射によって高精度な周波数等を提供する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 標準電波を発射し、高精度周波数の提供を行うことにより、無線局の安定的な運用を可能とすることで、良好な電波利用環境の整備・維持に寄与する。</p>	<p>0121</p>
<p>(12)</p>	<p>無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業) (平成26年度)</p>	<p>3百万円 (—)</p>	<p>1,709百万円 (1,551百万円)</p>	<p>2,065百万円</p>	<p>15</p> <p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための必要最小限の空中線電力による中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。 補助対象: 難聴対策としてのラジオ中継局整備 事業主体: 民間ラジオ放送事業者、地方自治体等 補助率: ①地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3、②都市型難聴 1/2</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・新たにFM補完放送の聴取が可能となった世帯数: 41百万世帯(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備の支援局数(補助事業が完了した件数): 21件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ラジオ放送の難聴について、これを解消するための中継局整備を行う放送事業者等に対して、その整備費用の一部を支援することにより、ラジオの難聴解消を推進することは、災害時における情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が推進されることとなるため、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0122</p>
<p>(13)</p>	<p>電波法 (昭和25年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1~15</p> <p>電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を推進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。</p>	

政策の予算額・執行額	69,839百万円 (66,444百万円)	66,916百万円 (63,916百万円)	65,865百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日 (平成26年6月 24日改定) (平成27年6月 30日改定) (平成28年5月 20日改定)	希望する全ての国民がITを活用できる環境を確保するため、地域のIT基盤(超高速ブロードバンド、モバイル)の整備・確保を図る取組(新幹線トンネルなどの電波が届かない区間の解消を含む。)を推進。(P16)
					日本再興戦略	平成25年6月 14日 (平成26年6月 24日改訂) (平成27年6月 30日改訂) (平成28年6月 2日改訂)	IoTが生み出す新たなニーズや東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に対応するため、複数の無線システムによる周波数帯の共用促進、周波数をより高度かつ効率的に利用する技術の研究開発・技術試験を推進。(P66)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-16)

政策(※1)名	政策16: 一般戦災死没者追悼等の事業の推進					担当部局課室名	大臣官房総務課管理室	作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 稲垣 好展	
	政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること						分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	先の大戦における空襲等により多くの方が亡くなられたことに鑑み、一般戦災死没者に対して追悼の意を表すため、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施するとともに、強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針(平成23年8月閣議決定)等を踏まえ、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれにあわせて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること等を推進する。					政策評価実施予定時期	平成29年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)					
					26年度	27年度	28年度			
一般戦災死没者に対して追悼の意を表すため、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施すること	1	戦災に関する展示会の来場者数 ＜アウトプット指標＞	1,222名 (20~25年度実績から推計)	25年度	1,200名	26年度	1,200名	27年度	28年度	<p>戦災に関する展示会への来場は、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めることにつながることから、指標として設定(平成20~25年度の実績から推計した26年度の来場者数を基準として目標値を設定)。</p> <p>【参考:過去の来場者数】 平成20年度:1,084名 平成21年度:1,013名 平成22年度:1,197名 平成23年度:1,271名 平成24年度:3,117名 平成25年度:1,102名 ※24年度は、開催地を舞台とした戦災を取り上げた映画の公開により、戦災に関する興味・関心が高まっていたこともあり、前年度比約2.5倍という実績を示したため、推計から除外。 ※戦災に関する展示会は、平成26年度をもって戦災遺族会のある戦災都市を一巡し、一定の成果を挙げることとなるため、当該年度をもって終了。 ※26年度は、広報活動の強化(行政評価事務所への協力依頼等)に伴い、目標値を大きく上回る実績を計上。</p>
						2,671名				
	②	一般戦災死没者の慰霊事業の実施 ＜アウトプット指標＞	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	26年度	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	28年度	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	<p>先の大戦における空襲等により多くの方が亡くなられたことに鑑み、一般戦災死没者の慰霊事業(全国戦没者追悼式に参列する一般戦災死没者遺族代表の旅費支給等)の確実な実施は、一般戦災死没者に対して追悼の意を表すためのものであることから、指標として設定。</p> <p>【参考:過去の一般戦災死没者遺族代表の国費参列者数】 平成23年度:219名 平成24年度:204名 平成25年度:189名 平成26年度:195名 平成27年度:208名 ※上記国費参列者数は、都道府県等の推薦によるものである。</p>
旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること	③	所蔵資料の総合的な目録の作成 ＜アウトプット指標＞	所蔵資料の保管・展示	25年度	所蔵資料の総合的な目録の完成	28年度	所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針の策定	所蔵資料の総合的な目録の完成	所蔵資料の総合的な目録の完成	<p>旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を承継したことに鑑み、当該資料の総合的な目録の作成は、当該資料を後の世代に確実に引き継いでいくことにつながるから、指標として設定。 ※平成26年度に策定した方針を踏まえ、更に有識者にヒアリングを行い、目録に掲載する項目については、平成27年度に決定することとしたことから、同年度の目標を新たに設定したものである。</p>
							所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針(平成28年度までの計画)の策定	所蔵資料の総合的な目録に掲載する項目を決定		

4	平和祈念展示資料館の来館者数 ＜アウトプット指標＞	51,308名	25年度	50,000名以上	28年度	40,000名以上	50,000名以上	50,000名以上	平和祈念展示資料館への来館は、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦について理解を深める機会を提供することにつながることから、近年の来館者数を踏まえ、指標として設定。
						44,147名	51,265名	—	【参考：過去の来館者数】 平成23年度：59,302名 平成24年度：54,132名 平成25年度：51,308名 ※平成26年度については、目標40,000名以上に対し、常設展示のリニューアルに伴う閉館期間が予定より短かったことなどから、来館者数は44,147名となったが、平成27年度及び平成28年度については、平成25年度と同様、来館者数の目標を50,000名以上としている。
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等			平成28年度行政事業レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度					
(1)	引揚者特別交付金支給事務費(昭和42年度)	6百万円 (4百万円)	4百万円 (0.2百万円)	4百万円	—	引揚者特別交付金の認定事務費等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む。)を都道府県に交付。 【成果指標(アウトカム)】 ・引揚者特別交付金支給事務費の円滑な交付 ・(代替指標)都道府県の提出書類の種類 【活動指標(アウトプット)】 引揚者特別交付金の認定事務費等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む。)の交付件数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 引揚者特別交付金の認定事務費等を都道府県に交付することにより(法定受託事務)、都道府県を通じ、引揚者及びその遺族等に特別交付金を支給し、引揚者の在外財産問題の解決に寄与する。	0133		
(2)	旧日本赤十字社救護看護婦等処遇経費(昭和54年度)	159百万円 (156百万円)	144百万円 (137百万円)	124百万円	—	先の大戦において、戦地・事変地に派遣され、救護看護婦等として勤務された方々に対し、勤務期間に応じて慰労給付金(3年以上の戦地勤務期間があって、恩給と同様の加算年を加えて12年以上に達する本人が対象)の支給を行っている。 【成果指標(アウトカム)】 ・慰労給付金の円滑な支給 ・(代替指標)予算額-給付金確定額 【活動指標(アウトプット)】 慰労給付金の支給件数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 慰労給付金支給事務を行う日本赤十字社に補助金を交付することにより、日本赤十字社を通じ、先の大戦において、戦地・事変地に派遣され、救護看護婦等として勤務された方々に対し慰労給付金を支給し、その労苦に報いることに寄与する。	0134		
(3)	不発弾等処理交付金(昭和48年度)	114百万円 (1百万円)	51百万円 (0.6百万円)	40百万円	—	埋没不発弾等の探査発掘を実施する地方公共団体を対象に、当該経費の2分の1を交付(沖縄県に係るものについては内閣府が所管)。 【成果指標(アウトカム)】 ・不発弾等処理交付金の円滑な交付 ・(代替指標)予算額-交付金確定額 【活動指標(アウトプット)】 交付金交付件数(交付金に関する問合せ件数) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 埋没不発弾等の探査を実施する地方公共団体を対象に、当該経費の2分の1の交付金を交付することにより(沖縄県に係るものについては内閣府が所管)、地方公共団体の財政負担を軽減し、その処理を促進することで、不発弾等による災害の未然の防止に寄与する。	0135		

(4)	一般戦災死没者の慰霊事業経費(昭和52年度)	23百万円 (22百万円)	7百万円 (6.4百万円)	6百万円	1.2	<p>政府主催の全国戦没者追悼式等への一般戦災死没者遺族代表参列旅費の支給等の実施。 ※平成26年度まで、上記の事業のほか、先の大戦における一般戦災死没者の追悼に関する調査や展示会を実施。戦災に関する展示会については、戦災遺族会のある戦災都市を一巡したことから終了。また、調査についても全国の追悼式、追悼施設の調査を終えたことから終了。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施 ・(代替指標) 依頼都道府県数</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 全国戦没者追悼式等への一般戦災死没者遺族代表参列者数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 政府主催の全国戦没者追悼式等への一般戦災死没者遺族代表参列旅費の支給等により、一般戦災死没者の慰霊事業の一助を担うことで、一般戦災死没者等に対して追悼の意を表わすことに寄与する。</p>	0136						
(5)	平和祈念展示等経費(平成22年度)	370百万円 (364百万円)	356百万円 (352百万円)	353百万円	3.4	<p>旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ資料の整理、保管及び活用を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくための総合的な目録の作成、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供するための効果的な展示等の実施 ・(代替指標) 平和祈念展示資料館の来館者数: 50,000人(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 平和祈念展示資料館の来館者数: 50,000人(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくとともに、民間委託により平和祈念展示資料館を運営し、所蔵資料を効果的に展示等することで、当該労苦について国民の理解を深めることに寄与する。</p>	0137						
(6)	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年)	—	—	—	—	引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関し必要な事項を規定する。							
政策の予算額・執行額		678百万円 (548百万円)	562百万円 (497百万円)	528百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	—	—	—	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
—	—	—											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のカッコ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑱)

政策 ^(※1) 名	政策19: 消防防災体制の充実強化				担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等		作成責任者名	消防庁総務課長 米澤 健	
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。						分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このため、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。						政策評価実施予定時期	平成29年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)		27年度	28年度		
緊急消防援助隊の機能を強化すること	①	緊急消防援助隊の登録隊数 <アウトカム指標>	4,984隊 (平成27年4月1日現在)	26年度	6,000隊	30年度	5,100隊以上	5,400隊以上	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要であることを踏まえて、平成26年3月に策定した、消防組織法に基づく「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、平成30年度末までに6,000隊規模とされていることから、指標として設定。年度ごとの目標値は、各年における増隊数を準準化して設定。 【参考】 4,694隊(平成26年4月1日現在) 4,594隊(平成25年4月1日現在)	
	2	消防救急無線のデジタル化整備済率 <アウトカム指標>	63.3% (平成27年4月1日現在)	26年度	100%	28年度	100%	100%	消防救急無線は、デジタル化することで、①明瞭な音声通話や文字情報を伝送することにより一層的確な指示を発令することができること、②チャンネル数が増加し無線の輻輳・混信が抑制できること、③通信の秘匿性向上により無線内容等の漏洩が防止されることなどのメリットがあることから、大規模災害等が発生した場合の緊急消防援助隊の活動の円滑化に資するものであるため、指標として設定。なお、消防救急無線は電波法に基づく周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)により、平成28年5月末までにデジタル化することとされている。 【参考】 30.9%(平成26年3月31日現在) 14.2%(平成25年3月31日現在)	
	③	消防組織法に基づき広域化が実現した広域化対象市町村の組合せ数(累計値) <アウトカム指標>	35ブロック (平成27年3月31日現在)	26年度	実現ブロック数(累計値)の増加	28年度	実現ブロック数(累計値)の増加		小規模消防本部の消防力が大規模消防本部に比べて低水準である現状を踏まえて、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながるから、指標として設定。 【参考】 27ブロック(平成26年3月31日現在) 18ブロック(平成25年3月31日現在)	
	4	耐震性貯水槽の整備数(累計値) <アウトカム指標>	100,085基 (平成26年4月1日現在)	26年度	整備数(累計値)の増加	28年度	整備数(累計値)の増加		大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓の使用不能状態が想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予想される。こうした大規模災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定。 【参考】 96,457基(平成25年4月1日現在) 94,959基(平成24年4月1日現在)	

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること

5	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.4% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.2%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) —	救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、平成21年に厚生労働省と共同で都道府県に実施基準の策定と実施基準に関する協議会の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案(例として、受入照会回数4回以上の搬送事案)の割合の低下につながると考えられることから、指標として設定(消防庁では、各都道府県の取組状況や課題の把握、効果的な運用を図っている地域を取組事例等の把握・紹介などにより、上記実施基準のフォローアップに取り組むなど、選定困難事案の解消を図っている。) 【参考】 (平成24年中) 重症以上傷病者搬送事案 3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.6% 小児傷病者搬送事案 3.0% 救命救急センター等搬送事案 3.9% (平成23年中) 重症以上傷病者搬送事案 3.9% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.7% 小児傷病者搬送事案 3.1% 救命救急センター等搬送事案 4.0%
	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の産科・周産期傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	4.3% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.8%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) —	
	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	2.7% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減) 2.4%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) —	
	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.9% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.6%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) —	
6	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	44.9% (平成25年中)	26年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	28年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増) 47.2%(平成26年中)	応急手当実施率の向上 (対前年度増) —	救急出動要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平均8.6分(平成26年中)であり、この間に、現場に居合わせた人による応急手当が実施されることで大きな救命効果が期待される。救急業務の一環として、応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。 【参考】 44.3%(平成24年中) 43.0%(平成23年中)
					28年度	年間200人	年間200人	
7	国際消防救助隊の実戦的訓練参加隊員数 ＜アウトカム指標＞	年間213人	26年度	年間200人	28年度	年間200人	年間200人	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊(JDR)の一員である国際消防救助隊(IRT-JF)の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながることを踏まえて、全ての国際消防救助隊員(599人)が、3か年を1サイクル(平成26年度～平成28年度)とする訓練・研修等に参加することにより、高いレベルでの救助技術の均一化を図る目標として設定。 【参考】 227人(平成25年中) 188人(平成24年中)
					28年度	年間221人	—	
⑧	消防団員数 ＜アウトカム指標＞	864,347人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増) 859,995人 (平成27年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) —	消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動を始め多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、地域防災の要である消防団員数の増加が地域における総合的な防災力の強化につながるから、指標として設定。 【参考】 (平成25年4月1日現在) 消防団員数 868,872人 女性消防団員数 20,785人 学生消防団員数 2,417人 (平成24年4月1日現在) 消防団員数 874,193人 女性消防団員数 20,109人 学生消防団員数 2,335人
	女性消防団員数 ＜アウトカム指標＞	21,684人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増) 22,747人 (平成27年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) —	
	学生消防団員数 ＜アウトカム指標＞	2,725人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増) 3,017人 (平成27年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) —	

消防団等地域防災力を強化すること

	9	自主防災組織の組織活動カバー率 ＜アウトカム指標＞	80.0% (平成26年4月1日現在)	26年度	カバー率の増加 (対前年度増)	28年度	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増)	特に大規模災害時には、道路、橋りょう等の交通インフラが寸断されることで、常備消防をはじめとする防災関係機関等の災害対応に支障を来す可能性があることを踏まえて、自主防災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進することにより、大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながることから、指標として設定。 ※「活動カバー率」とは、全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。
							81.0% (平成27年4月1日現在)	—	【参考】 77.9%(平成25年4月1日現在) 77.4%(平成24年4月1日現在)
	10	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜アウトカム指標＞	85.4% (平成26年3月31日現在)	26年度	耐震化率の増加 (対前年度増)	28年度	耐震化率の増加 (対前年度増)	耐震化率の増加 (対前年度増)	公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震化率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。
							88.3% (平成27年3月31日現在)	—	【参考】 82.6%(平成25年3月31日現在) 79.3%(平成24年3月31日現在)
Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	⑪	Jアラート自動起動機の整備率 ＜アウトカム指標＞	93.6% (平成26年5月現在)	26年度	100%	28年度	100%	100%	武力攻撃等の際に国民が適切な避難を速やかに行うためには、国民に正確な情報を迅速に伝達することが重要であることから、全ての市町村において、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の自動起動機等を整備することで、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながるため、指標として設定。
							99.4% (平成27年5月現在)	—	【参考】 78.1%(平成25年5月現在) 69.9%(平成24年6月現在)
	12	市町村防災行政無線(同報系)の整備率 ＜アウトカム指標＞	80.1% (平成26年3月31日現在)	26年度	整備率の増加 (対前年度増)	28年度	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増)	市町村防災行政無線(同報系)は、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網である。災害時には、一刻も早く住民に警報等の防災情報を伝達し、警戒を呼びかけることが、住民の安全・安心を守る上で極めて重要であるが、まだ未整備の自治体も存在している。市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化し、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各自体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、方向性のみ示したものを。
							81.2% (平成27年3月31日現在)	—	【参考】 78.3%(平成25年3月31日現在) 76.6%(平成24年3月31日現在)
消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること	⑬	システムの運用・保守経費の削減額(対平成19年度比)の増加 ＜アウトカム指標＞	44,472千円	26年度	削減額の増加 (対前年度増)	28年度	削減額の増加 (対前年度増)	削減額の増加 (対前年度増)	情報システムの効率的な運用が求められている現状を踏まえて、消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図ることが重要であることから、指標として設定。
							26,525千円 (平成28年9月30日追記)	—	【参考】 56,102千円(平成25年度) 65,124千円(平成24年度)
	14	消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練の回数 ＜アウトカム指標＞	61回	26年度	訓練の実施 (基準年度程度)	28年度	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度)	消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。
							62回	—	【参考】 57回(平成25年度) 50回(平成24年度)

火災予防対策を推進すること	15	住宅火災死者数(放火自殺者等を除く。) ＜アウトカム指標＞	1,006人 (平成26年中)	26年度	610人以下	27年度	610人以下		我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策」に基づき継続的に進めているところであり、住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。目標値については、平成19年度消防庁重点施策で、「過去最悪となった住宅火災死者数(1,220人:平成17年)を今後10年間で半減させることを目標とし、既存住宅への住宅用火災警報器の設置の促進、防災品(カーテン、寝具類、衣類等)の使用拡大に向けた取組みを集中的に実施する」とされている。
							914人 (平成27年中) (平成28年9月30日追記)		
	⑯	住宅用火災警報器の設置率 ＜アウトカム指標＞	79.6% (平成26年6月推計値)	26年度	設置率の増加 (対前年度増)	28年度	設置率の増加 (対前年度増)	設置率の増加 (対前年度増)	平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき、全国すべて市町村において義務化された。住宅火災による死者は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成18年以降減少傾向にあり、住宅用火災警報器の設置対策をはじめとした住宅防火安全度向上の推進が、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
							81.0% (平成27年6月推計値)		
危険物事故対策を推進すること	17	危険物施設における事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	571件 (平成22年～平成26年の平均)	26年度	件数の減少 (対前回比減)	28年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	危険物施設における事故件数は、平成6年頃を境に増加傾向に転じ、平成19年をピークにその後ほぼ横ばいで推移している現状を踏まえて、危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
							580件 (平成23年～平成27年の平均)		
コンビナート災害対策等を推進すること	18	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故(地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	235件 (平成22年～平成26年の平均)	26年度	件数の減少 (対前回比減)	28年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	平成6年以降、事故件数は増加傾向にあり、近年は、200件以上と高止まりしている現状にあることを踏まえて、石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
							235件 (平成23年～平成27年の平均)		
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	19	研究開発事業の実施件数 ＜アウトカム指標＞	19件	26年度	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	28年度	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題や東日本大震災、集中豪雨、台風等の災害において明らかになった課題を解決するため、災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。 なお、集計ミスがあったため基準(値)の数値を訂正している。
							17件		

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	緊急消防援助隊の機能強化 (平成16年度)	9,634百万円 (9,508百万円)	7,189百万円 (6,810百万円)	6,620百万円	1.2	<p>国家的非常災害への対応力を高めるため、第三期基本計画(平成26～30年度)に基づき部隊規模を6000隊に大幅増隊することとし、国庫補助事業等により必要な車両・資機材等の整備等を促進し、緊急消防援助隊の充実強化及び即応体制の強化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・緊急消防援助隊登録隊数(5年ごとに基本計画を改定し、設定)(第三期計画(H26-30)):6,000隊(平成30年度) ・消防救急無線のデジタル化整備済消防本部数:750消防本部(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・国の支援措置(補助金及び無償使用)による車両等整備数:328台(平成28年度) ・補助金交付消防本部数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国庫補助事業等により緊急消防援助隊の活動に必要な車両・資機材等の整備や消防救急無線のデジタル化を促進することにより、大規模災害時において充実した車両資機材や消防防災通信基盤を活用することで緊急消防援助隊が円滑に活動することが可能となるため、緊急消防援助隊の機能の強化に寄与する。</p>	0144
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化 (昭和28年度)	2,701百万円 (2,562百万円)	2,287百万円 (2,159百万円)	2,543百万円	3～7	<p>消防防災体制の充実強化を図るため耐震性貯水槽の整備等への補助金交付、各種調査、検討、助言、研修及び普及啓発等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実施基準について運用改善を行った都道府県数:47都道府県(平成28年度) ・国際消防援助隊の実践的訓練の参加隊員数 ・消防職員・消防団員の訓練参加人数 ・全国の消防吏員に占める女性消防吏員比率:5%(平成38年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助金の交付件数:356件(平成28年度) ・アドバイザーや職員の派遣による助言等の実施件数:11件(平成28年度) ・実施基準に係る実態調査及びフォローアップの実施回数:47回(平成28年度) ・国際消防救助隊の実践的訓練等の回数:4回(平成28年度) ・消防職員・消防団員の訓練回数:31回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 平時において、耐震性貯水槽の整備等への補助金交付、各種調査、検討、助言、研修及び普及啓発等を行うことにより、災害発生時に国民の生命、身体及び財産を迅速かつ的確に災害から保護すること等が可能となるため、地方公共団体における消防防災体制の充実強化することに寄与する。</p>	0145
(3)	消防団等地域防災力の充実強化 (平成20年度)	3,625百万円 (3,157百万円)	2,149百万円 (2,051百万円)	770百万円	8～10	<p>入団促進キャンペーン等の各種広報、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員活性化大会等の開催、災害伝承、少年消防クラブや自主防災組織の表彰等を実施するとともに、各都道府県消防学校での消防団員教育の更なる充実のため、消防団車両及び資機材を無償で貸し付け、訓練を実施すること等により、消防団員の災害対応能力の向上を図り、地域防災力の一層の強化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・消防団員数:859,996人(平成28年度) ・女性消防団員数:22,748人(平成28年度) ・学生消防団員数:3,018人(平成28年度) ・自主防災組織の活動カバー率:81.1%(平成28年度) ・津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定市町村(海岸線を有する市町村等):655団体(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・無償貸付車両を用いた訓練の実施市町村数:509団体(平成28年度) ・消防団員確保アドバイザーの派遣回数:40回(平成28年度) ・災害伝承10年プロジェクトの実施(語り部の派遣)回数:100回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 入団促進キャンペーン等の各種広報、消防団員確保アドバイザーの派遣等を実施するとともに、各都道府県消防学校に消防団車両等を無償で貸し付け訓練を実施すること等により、消防団員の災害対応能力の向上が図られ、地域防災力を一層強化することに寄与する。</p>	0146

<p>(4)</p>	<p>Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化 (平成21年度)</p>	<p>1,180百万円 (1,006百万円)</p>	<p>363百万円 (353百万円)</p>	<p>424百万円</p>	<p>11.12</p> <p>対処に時間的余裕のない弾道ミサイル情報等の国民保護情報や、津波警報、緊急地震速報等の気象情報等について、迅速かつ確実に住民に伝達するため、Jアラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Jアラート受信機の整備団体数 ・Jアラート自動起動機等の整備団体数 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金交付決定数:0件 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>全ての市町村において、Jアラートの自動起動機等を整備すること、住民に対する情報伝達手段の多重化を促進することにより、緊急時に住民が避難等の行動に不可欠な情報を受け取ることが可能となることから、国民への緊急情報の伝達体制を強化することに寄与する。</p>	<p>0147</p>
<p>(5)</p>	<p>消防庁危機管理機能の充実・確保 (平成19年度)</p>	<p>994百万円 (933百万円)</p>	<p>735百万円 (535百万円)</p>	<p>999百万円</p>	<p>13.14</p> <p>消防防災・危機管理センター等に必要な機器等を整備・管理するほか、地方公共団体等と連携した災害対応訓練を行い、平時から実働能力の向上を図るとともに、消防防災業務に係るシステムについてシステム一元化等を通じた運用保守の効率化、機能強化・高度化、バックアップシステムの構築を行いシステムの強靱化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの最適化による運用経費の削減額の目標値に対する達成度:217百万円(平成30年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一元化後のシステム数の維持(18システム):100%(平成28年度) ・消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施回数:78回(平成28年度) ・災害対応の実施回数:78回(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>消防防災・危機管理センター等に必要な機器等を整備・管理し、また、消防防災業務に係るシステムについてシステム一元化等を通じた運用保守の効率化、機能強化・高度化等を行うことにより、災害対応事務の効率化・確実化が推進されることとなるため、消防庁の危機管理機能の向上を図りつつ充実・確保することに寄与する。</p>	<p>0148</p>
<p>(6)</p>	<p>火災予防対策の推進 (平成20年度)</p>	<p>104百万円 (81百万円)</p>	<p>89百万円 (69百万円)</p>	<p>76百万円</p>	<p>15.16</p> <p>住宅防火防災シンポジウムの開催等により住宅用火災警報器の設置対策を進め住宅防火安全度の向上を図るほか、違反是正支援アドバイザー(違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等)を派遣するなど効果的かつ効率的な違反是正体制を充実強化し、防火対象物の消防法違反の是正を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅火災死者数 ・住宅用火災警報器設置率 ・是正させた特定違反対象物数:60件(平成30年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅防火防災シンポジウム開催回数:2回(平成28年度) ・違反是正アドバイザー:48回(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>住宅用火災警報器の設置対策を進めるとともに、違反是正支援アドバイザーを派遣するなど効果的かつ効果的な違反是正体制を充実強化することにより、防火対象物の安全度の向上が図られ、火災予防対策を推進することに寄与する。</p>	<p>0149</p>
<p>(7)</p>	<p>危険物事故防止対策の推進 (平成20年度)</p>	<p>114百万円 (75百万円)</p>	<p>89百万円 (83百万円)</p>	<p>71百万円</p>	<p>17</p> <p>危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物等事故防止対策実施要領等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設に係る事故件数:579件(平成28年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設に係る検討会及び連絡会開催回数:18回(平成28年度) ・調査研究等の実施件数:1件(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行うことにより、同種事故の発生防止が図られ、危険物事故防止対策を推進することに寄与する。</p>	<p>0150</p>

(8)	コンビナート災害対策等の推進 (平成20年度)	36百万円 (14百万円)	29百万円 (21百万円)	21百万円	18 石油コンビナートの防災について、平時の予防、異常時の初動対応、事故の拡大防止や被害の軽減、復旧等の総合的な対策の推進を図る。 【成果指標(アウトカム)】 ・石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に係る事故件数 【活動指標(アウトプット)】 ・石油コンビナートの防災に係る検討会開催回数:6回(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 石油コンビナート事故に係る調査等を行い、防災教育・防災訓練等に資する情報共有、良好事例の水平展開等をすすめることにより、同種事故の発生防止が図られるため、コンビナート災害対策等を推進することに寄与する。	0151
(9)	消防防災分野の研究開発に必要な経費 (平成23年度)	352百万円 (343百万円)	293百万円 (273百万円)	294百万円	19 消防防災分野の研究開発を行い、研究成果による知見等を踏まえ、新たな技術を用いた設備や素材等の危険性の把握や安全対策について検討し、技術基準等の改正や施策等へ反映する。また、研究成果による知見等を踏まえ、火災・危険物流出事故等に係る消防庁長官調査を実施するとともに、火災・危険物流出事故等に係る消防機関の原因調査への技術支援を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/技術基準の改正や法令改正等の件数 【活動指標(アウトプット)】 ・実施した研究開発事業:21件(平成28年度) ・消防庁長官調査の実施件数:2件(平成28年度) ・消防機関の原因調査への技術支援件数:110件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 消防防災分野の研究開発を実施し、研究成果による知見を活用することにより、技術基準等の改正や政策等への反映を通じて、事業所の安全確保を始め、消防機関が行う災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の業務の効率化に寄与する。	0152
(10)	戦略的イノベーション創造プログラム (内閣府からの移替え) (平成26年度) (平成28年9月30日追記)	60百万円 (38百万円)	80百万円 (77.6百万円)	-	19 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」では、総合科学技術・イノベーション会議が関係府省の取組を俯瞰して、我が国産業における有望な市場創造、日本経済再生につなげるために推進すべき課題・取組を特定し、必要な経費を当該会議が定める方針の下に重点配分することとなっている。消防庁としては、石油タンク周辺施設の効果的な液状化対策技術の研究開発を行う。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の枠組みの中で、石油タンク周辺施設の効果的な液状化対策技術の研究開発を行うことにより、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」が目標とする橋梁・港湾・貯蔵施設等に利用できる総合的な液状化対策の指針の整備が進められるため、消防機関が行う災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の業務の効率化に寄与する。	内閣府0032
(11)	消防防災施設等の災害復旧に必要な経費 (復興庁からの移替え) (平成24年度) (平成28年9月30日追記)	5,015百万円 (2,975百万円)	2,288百万円 (1,786百万円)	-	- 東日本大震災により被害を受けた消防防災施設及び消防防災設備の復旧を実施するために必要となる経費の一部を被災地方公共団体に補助するもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・復旧の完了した被災消防庁舎数 【活動指標(アウトプット)】 ・補助金交付件数:512件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災により被害を受けた消防防災施設等の復旧について補助を実施することにより、消防防災体制が復旧することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。	復興庁0031
(12)	福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域での消防活動等に要する経費(原子力災害避難指示区域消防活動費交付金) (復興庁からの移替え) (平成25年度) (平成28年9月30日追記)	161百万円 (148百万円)	300百万円 (274百万円)	-	- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するため、避難指示区域の消防活動に伴い必要となる資機材の整備等に要する経費、福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外のヘリコプターによる消防応援活動に要する経費、福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練に要する経費を交付金により措置するもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/本交付金で対象としている消防応援活動があった災害件数(少ないほうがよい) 【活動指標(アウトプット)】 ・交付金の件数:54件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 避難指示区域に係る消防活動等について本交付金の交付を実施することにより、避難指示区域における消防防災体制を確保することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。	復興庁0032

(13)	緊急消防援助隊の出動経費(緊急消防援助隊活動費負担金) (復興庁からの移替え) (平成25年度) (平成28年9月30日追記)	384百万円 (160百万円)	35百万円 (0百万円)	—	—	東日本大震災において、消防庁長官の指示に基づき出動し、福島県等の被災地に派遣され活動した緊急消防援助隊のヘリコプターに対し、放射能汚染により増加したエンジン内部の除染等の掛かり増し経費を国費で負担するもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・除染を全て完了したヘリコプターエンジン数(部分的除染を除く):29基(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・放射能汚染により除染等の掛かり増し経費が発生したヘリコプターエンジン数(整備予定エンジン):3基(平成28年度) ・放射能汚染により除染等の掛かり増し経費が発生したヘリコプターエンジン数(故障整備を見込んだ予備エンジン):1基(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災において、消防庁長官の指示により出動し、放射能汚染により増加したエンジン内部の除染等の掛かり増し経費について、国費で負担することにより、緊急消防援助隊制度の実効性を確保することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。	復興庁0033	
(14)	消防組織法(昭和22年) 消防法(昭和23年)	—	—	—	1~19	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。		
政策の予算額・執行額		24,114百万円 (21,000百万円)	16,452百万円 (15,001百万円)	16,789百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害、土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、(中略)首都機能のバックアップやネットワークの多重性・代替性の確保を図る。また、庁舎などの災害時における防災拠点や避難所となる公共施設の耐震化を推進する。(後略) 自主防災組織等の育成・教育訓練の実施、女性や若者の加入促進等による消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するとともに、広域的な応援体制の整備を進める。
						第190回国会総務大臣所信	平成28年2月18日	昨年は、口永良部島の噴火をはじめ全国的に火山活動の活発化が見られ、また、各地で大雨被害が発生し、特に九月の関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊するなど甚大な被害が発生しました。 これらの災害を踏まえつつ、将来発生が危惧される大規模災害に備えて、緊急消防援助隊の大幅増隊、女性や若者を中心とした消防団への加入促進などを実施してまいります。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。